

2023年12月8日

森脇 久紀

1. 自衛隊統合演習等について

森脇議員

イスラエルによるパレスチナ・ガザへの攻撃が、再び始まってしまいました。

幼い子どもや一般市民が犠牲にされ、ジェノサイドと言うべき事態が起こっていることに胸が締め付けられる思いです。直接のきっかけはイスラム組織ハマスの行為であり、これはもちろん許されるものではありません。だからと言ってイスラエルが軍隊を投入し、病院や難民キャンプまで攻撃し、市民を無差別に殺りくすることは、明らかな戦争犯罪、国際人道法違反です。

この間、世界の多くの国々で「ストップ・ジェノサイド」「イスラエルは停戦を」などと訴える行動が広がっています。国連でも「人道的休戦を求める決議」が採択されました。ところが日本政府は、イスラエルに対し「国際法違反」と言わないし、「停戦」も求めない態度です。私は多くの人達から「平和憲法をもつ国の政府として恥ずかしい」といった声をききました。

知事には岡山県民を代表し、「イスラエルは停戦を」と国に求めているのですが、いかがでしょうか。

先月10日から20日まで全国で自衛隊統合演習が行われ、今回全国で初めて民間空港である岡山空港が使用されました。「自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図る」という目的で、約80人が参加し、輸送機が延べ3機、四国沖で演習した戦闘機が延べ12機、着陸しました。

空港での演習を知った県民や各種団体から、県に対し、抗議と許可取り消しを求める申し入れがありました。また、岡山市北区の保育園から県に、爆音に対する苦情の電話があったとお聞きしました。県民の苦情や不安の声を自衛隊に伝えたでしょうか。また、このような声をどう受け止めておられますか。併せて知事にうかがいます。

そして、空港の使用を認めるにあたって、いつ、どのようなメンバーで、どのような協議をされたのでしょうか。また、初めて民間空港を使った自衛隊の演習に協力することを、議会に諮らず決めたことについて問題なかったとお考えでしょうか。併せて危機管理監に伺います。

防衛省統合幕僚長から知事への協力依頼の文書には、「本演習は・・・我が国の

防衛に係る堅固な意思を表示するために実施致します」と書かれています。この文章を、知事はどのように受け止められたのでしょうか。憲法の平和原則に照らして問題だと思わなかったのでしょうか。お伺いします。

また、今回の統合演習における空港の使用は、昨年末に閣議決定された安保3文書に盛り込まれた「民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図る」ことを具体化したものでした。さらに安保3文書には「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と書かれています。今は演習の都度、管理者である知事等の許可が必要ですが、そういう手続きなしでも自衛隊が利用できるようにすることも視野に入れているということで、大問題だと思います。県内の空港や港湾を軍事のために使うことを絶対に許してはならないと思いますが、知事の見解をうかがいます。

知事

日本共産党の森協議員の質問にお答えします。

自衛隊統合演習等についてのご質問であります。

まず、イスラエルの停戦についてであります。罪のない一般市民も含め多くの犠牲が出ていることに心を痛めております。

一方で、外交に関する問題でもあり、国において適切に対処すべきものと考えているため、現時点で、県として国へ提案を行うことは考えていないところであります。

次に、苦情の伝達等についてであります。自衛隊機の受入れにあたって、各種団体から中止要請を受けるとともに、県民から述べ 19 件の賛否の声が寄せられたところであり、こうした意見は国にも伝えたところであります。

今回、弾薬など爆発物を持たず、岡山空港条例の規定にのっとり使用することの確約がなされたことから、使用を認めたものであります。統合演習への協力については、様々な意見があると認識したところであります。

次に、受け止めについてであります。お話の文章は、令和 4(22)年版防衛白書から引用されたものであり、また、今年 10 月の記者会見でも防衛大臣が発言されており、防衛を担う国の立場を示されたものと考えております。

また、憲法の原則に沿うものかどうかについては、お答えする立場にないと考えております。

次に、空港等の軍事使用についてであります。国において、お話の知事等の許可手続がなくても、自衛隊が利用できるようにするとの議論はなされていないと県では認識しております。

今後とも、岡山空港条例等にのっとり適正に手続を進めたいと考えております。

以上でございます。

危機管理監答弁

お答えいたします。

使用の協議等についてであります。10月初旬から、空港を管理する部局や防衛省、航空自衛隊と協議を始め、使用する航空機や具体的な使用方法等を聞き、安全について万全の対策を講じるとの確約がなされたことから使用を認めたところであります。

また、これまでも災害や訓練で、自衛隊の輸送機や戦闘機が岡山桃太郎空港を使用した例があり、今回の使用形態もこうした先例と同様であることから、岡山空港条例にのっとり適正に手続を進めたと考えております。

以上でございます。

森協議員

ありがとうございました。苦情などの県への通知、あるいは県民からの声、様々な意見があるんだと、いうことは感じて頂いたようなんですけれども、確かに賛成の意見もあったかもわかりません。そういう意見も踏まえて、今回の知事の判断、あるいは担当課の判断というのは、いくつかの理由に基づいて許可としたわけなんですけれども、憲法の平和原則ですとか、地方自治のあり方という点から考えて、今振り返ってこの意見を踏まえてどうだったのか、考え直す余地はないのでしょうか。

知事

今回の自衛隊の受け入れにあたって賛成の意見、反対の意見頂いたわけでございます。それを持って今後の対応を変えるということは考えておりません。

森協議員

国の安保3文書を見ますと、大変危険な中身を書いているんですね。質問でも触れましたけれども、「有事の際の対応も見据えた空港港湾の平素からの利活用のルール作りを行う」という風に書かれていまして、決して岡山空港や岡山県が管理する港湾などが対象にならないという保証はどこにもないと思うんですよね。いったん許可をすると「あ、岡山空港はいつでも使えるんだな」というような判断を招くことになって、次々とずるずるとやりかねない恐れがあるんじゃないかと強く感じるわけなんですけれども、そういった危機感は持たれませんでしょうか。

知事

今回、許可したことですとすると許可していないもの、するつもりのないものまで、使われてしまうのではないかと、いう質問であります。先ほど答弁でしました通り、知事等の許可手続きがなくても自衛隊が利用できるようなするとの議論はなされていないと、私判断を、認識をしているところでございます。

2. インボイス等について

森協議員

日本経済は「失われた30年」と言われる重大な危機に直面しています。この原因を明確にし、危機の打開を図ることは、当面する物価高騰対策とあわせ喫緊の課題です。

日本共産党は9月、「経済再生プラン」を発表しました。賃金の引上げと中小企業支援、教育にかかる家計の負担軽減、減らない年金、医療・介護の充実、食料とエネルギーの自給率向上など、政治の力によって暮らし良くし、消費の拡大を通じて経済の好循環をつくることを柱にした各種施策について、財源の裏付けも示しています。知事はじめ執行部の皆様、議員や県民の皆様にも、ぜひご覧いただきたいと思えます。

また、日本共産党は消費税の減税も求めています。先月の時事通信の世論調査では「消費税減税に賛成が 57.7%」「反対は 22.3%」でした。一方国は、10月からインボイス導入を強行し、中小企業や小規模事業者に新たに負担を押し付けました。中小企業や小規模事業者についてインボイス導入による影響を調査する必要があると思えますがいかがでしょうか。産業労働部長にうかがいます。

緊急の物価対策としても、経済再生のためにも、消費税減税とインボイス中止を国に求めてほしいと思えますが、いかがでしょうか。知事に伺います

知事

お答えいたします。

インボイス等についてのご質問であります。

消費税減税等についてであります。消費税は、全世代を対象とする社会保障の充実と安定等のため、必要な財源であり、消費税減税を国に求めることは考えておりません。

また、インボイス制度は、消費税の複数税率下において適正な課税を確保するためのものであり、国に中止を求めることは考えておりません。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

影響の調査についてであります。インボイス導入に伴う影響等は、様々な機会を捉えて商工会など支援機関等を通じ把握しているところであります。

こうしたことから、県独自に調査を行うことは考えておりませんが、引き続き、商工会等と連携し、事業者からの相談などに適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

7月から9月期のGDPを見ますと、マイナスとなってしまっています。これはコロナ期以上の落ち込みとも報じられていて、本当に深刻な事態だと思うのです。そういうなかで、世論調査では消費税を減税してほしいという声が以前から比べても増えて6割近くなっているということですので、ぜひこれは(知事は)国に求めないという事でしたけれども、この辺も念頭に置いて頂きたいなということを要望しておきたいと思います。

3. 広域水道企業団等について

森協議員

次に、苫田ダムと広域水道企業団について質問します。

岡山市は老朽化している施設の更新費用がかさむことなどを理由に2024年度から水道料金を値上げする方針を示しました。この水道料金値上げ方針は、単に岡山市だけの問題でなく、苫田ダムと広域水道企業団も関係しているということで、以下質問させていただきます。

広域水道企業団と契約している岡山市への計画最大供給水量は、日量10万9千250トンとなっています。この表をご覧ください。2021年度において、岡山市は、南部水道企業団と自己水源で最大年間1億884万トンの給水能力を有しています。一方、岡山市が市民の皆さんに給水するために必要な水道量は、約8千748万トンでした。自己水源で足りているのに、広域水道企業団から年間1千595万トン受水し、21億円もの水道料金を広域水道企業団に支払っています。つまり、県の過大な水道水の需要予測のもとで建設された苫田ダムのために、岡山市は大きな負担を負わされているということで、これが岡山市民の水道料金にも反映されているわけです。

自己水源で足りているのは岡山市だけではありません。県の調査によると、表の下側にあるように、鏡野町、瀬戸内市、津山市でも、住民に必要な水道水は自己水源でまかなうことができるのに、広域水道企業団の水道水を受水しています。備前市は「水は必要ない」と断っていますが、お金だけ払っているということでした。

さらに県としても、私ども予算や決算の際に毎年指摘してきましたが、売り先のない「余り水」、県は「調整水量」と言っていますが、日量約10万トンの余り水を抱え、

その分に相当するダム管理費、建設時の出資金、広域水道企業団の企業債償還に係る出資、貸付金、負担金など、2022年度合計で約6億5千万円を支出しています。

さて、苫田ダムを水源とした水を水道水として提供している県広域水道企業団の決算をみますと、経常損益は設立当初から「赤字」続きで、2021年度までの累積損失は238億円にも達しています。キャッシュ・フローをみると、苦勞がありながらも何とかやりくりできている状況がうかがえます。しかしこれは、先ほど言いましたように、必要なくても構成団体である市や町が受水する仕組みになっているためです。知事は広域水道企業団の経営実態について、また構成団体である自治体が必要なくても受水せざるを得ない仕組みについて、どういう認識をお持ちでしょうか。

令和3年9月の「広域水道企業団事業計画検討委員会報告書」では、「むすび」として、「昭和 62 年度に着手し、国庫補助(交付)対象事業として継続してきた企業団の創設事業(水道広域化施設整備)は区切りを迎える」と記されています。これは、「新たな受水量が見込まれない限り規模拡大する事業はおこなわない」と理解してよろしいでしょうか。保健医療部長に伺います。

「報告書」の「事業計画」では、厳しい経営の中で、長寿命化に取り組むとともに費用対効果を十分検討したうえでの更新・改修などが提案されています。これらの努力は当然必要ですが、厳しい経営の根本的な原因は、県の水道整備基本構想の需要予測そのものが過大すぎるということではないでしょうか。苫田ダムの建設費の負担がまだしばらく続くとともに、ダム管理費は苫田ダムがある限り払い続けなければなりません。過大な水道整備基本構想の需要予測を、現実にあわせて見直すべきだと考えますがいかがでしょうか。そして建設費や管理費などの負担割合の変更を国に求めるべきではないでしょうか。併せて知事にうかがいます。

知事

お答えいたします。

広域水道企業団等についてのご質問であります。

まず、経営実態等についてであります。企業団は水道用水供給事業者として、構成団体からの要望水量に基づいて苫田ダム等の水源を確保し、各団体の合意が得られた仕組みのもとで、水道用水の供給を行っております。

また、累積欠損金があり、依然として厳しい経営状況が続いておりますが、資金不足の発生はなく、費用と収益のバランスを考慮した事業運営が行われているものと認識しております。

次に、水道水の需要予測の見直し等についてであります。水道整備基本構想では、将来の水道事業のあるべき姿を捉え、今後の計画的な水源開発の推進を図る

ことを目的に水需要を予測しており、既に構想に位置づけられた水源開発は全て完了し、将来にわたり水道水を安定供給できる状況にあるため、見直しは考えておりません。

さらに、従来の水需要に加えて、水源質の悪化や地下水の枯渇、近年頻発する渇水、老朽化施設の更新に伴う水源の変更等による新たな需要に備える必要があると考えております。

このため、苫田ダムに確保している水道用水の容量は必要なものであり、建設費や管理費などの負担割合の変更を国に求めることについても考えておりません。

以上でございます。

保健医療部長

お答えいたします。

報告書についてであります。構成団体への調査に基づいた、今後20年間の受水量見込みを考慮した上で、必要最小限となる整備規模を検討し、残事業については事業休止することとされております。

お話のとおりと理解しておりますが、将来的な見直しが否定されるものではないと認識しております。

以上でございます。

森協議員

再質問させていただきますが、一つ目の質問で、要望水量に基づいて合意に基づいて配分しているということなんですけれども、余っているという認識は知事は持たれないですか。今、数字を示しましたけれども。

知事

余っているという言葉の定義にもよりますけれども、今使える水すべてを毎日きっちり使っているわけではないという意味では余っているとも言えますし、色々な電気ですとかガスですとか、キチキチの状態だとすぐ大変な問題が起きますので、ある程度のバッファを必要とするという意味では、どれくらい余っているかというものの計算は難しいものと考えております。

森協議員

過去を振り返ってみますと、先ほどの備前市については、備前市の方から必要がありませんという話が広域水道企業団にあったと思うんですね。ところが、負担分を減らすわけにはいかないということで、水は供給していないのかもわかりませんが、お金だけは払わされる仕組みになっていると。あえて払わされる仕組み

と私思っていますけれども、そういう状況にいまなっていますよね。さらに、岡山市でも市議会で再三にわたってこのことを要望し、さらに市長から過去には減量を求めた時期もあるんですよね。ところが残念ながら拒否されたということで今に至っているんです。そういう経過を見れば、市町村が自主的に要望している、これくらい余分なことがあってもいい、という事で要望しているわけではなくて、やはり県なり国なのか圧力があるなかで認めざるを得ない状況になっているんじゃないかという思いをするんですけれども、そういう歴史も踏まえていかがでしょうか。

知事

苦田ダムについてはこの計画をしている、これは水が足りないかもしれないということで、今の市民の生活に支障が及ぶかもしれない、また、これからどんどん広い岡山平野を背景に岡山県全体が発展していく可能性があるにも関わらず、水資源を確保できなかったということで、発展の大きな制約になりかねないということで、色々な関係者が合意をしていって進めた事業でございます。

これを事業のやり方として、例えばもうその時点で大きく出資をしてもらうという形をとっていけば現金、キャッシュの流れは、その時に大きな流れがあって、それからはそんなに頂く必要はないと。それはなかなかできないので、水道料金という形である種分割払いをして対象の大きな投資を賄うと。ファイナンス的にはそういうやり方をとったものと私自身は認識しております。

その色々な保険の意味も込めて大きな事業をして、その当初の見込みほどには使われなかったからと言って、その支払いを減らしたい、その気持ちはわからないではありませんけれども、大きな事業でそれを、それぞれの参加メンバーができるようになれば、そもそもその事業、そういった類の事業はできなくなるということになると、このファイナンスの原則に関わる問題だと思っています。これは私適切なことだと思っています。

森協議員

確認なんですけれども、もともと広域水道企業団の事業っていうのは、一期目の計画と二期目の計画っていうのがあって、とりあえず配分できる量が決まったので、すぐ動かしましょうと1期目の事業を着手して、いま動いていると思うんですよ。まだ未着手の二期目の計画が残っているわけなんですけれども、完全に否定するわけではないということではありましたけれども、大きな規模でのというか、必要がないなかでまだやっていない事業を動かすということはない、という判断でよろしいということか、その点もう一度確認させてください。

保健医療部長

再質問にお答えします。報告書の記載に関する中で、私の答弁の中での見直し等というところの趣旨の再度説明というところかと思っております。

私が言及いたしましたのが、議員ご指摘の委員会報告書の説明の部分になりました。この説明結びの部分の説明をしたということになっております。そういったなかで、この文章の中で、この新たな受水量が見込まれない限り、規模拡大する事業を行われないと理解をしてよいかということに関して、この事業の報告書のなかでは、事業計画という形の内容がここに記載されておまして、その中でご理解の通りであるのご説明申し上げたという事になっております。

森協議員

一つ目のご答弁の中で見直すつもりはないということなんですけれども、平成17年度から苫田ダムと三室川ダムが供用開始になりまして、予想水量を引き上げ、トータルで38万8000トン増えているんですね。それ以降苫田ダムについてずっと(見直しなく)必要だという認識でおられたということで理解してよろしいでしょうか。

知事

苫田ダムが必要だと考えているかという質問だと理解しておりますけれども、苫田ダム、岡山県にとって必要なダムだと認識しております。

森協議員

必要ないというつもりはないんですけれども、見直しが必要じゃないかと。先ほど紹介した不要量ですね、さらに受水している市町村でも必要だという量に比べ過大にかなり受水しているところもいくつかあるんですね。そういうところも合わせれば、かなりの量、たちまち必要ないんじゃないかという風に思います。色々言われましたけど、いま水需要は、節水だとか人口減少だとか関係してそんなにたくさん水がいるような状況というのはあまり考えられないんですけれども、まったく見直さないというのはどうなのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

知事

今の水の割り当て、配分については、権利という側面と義務という側面があると思います。何か大きなプロジェクトをするときに、自分たちはかなり必要がありそうだと、自分たちはそんなに必要ではないけれど、ぜひこのプロジェクトには乗りたいというときに、その思いに応じたプロジェクトの中身でのシェアを決めて、投資をしていくと。先ほども言いましたけれども、最初に一時金として大きな投資を

するやり方もあれば、そういったことよりも継続的に最低限我々はこれだけ買わせてもらいます。この金額で買わせてもらいます、ということで事実上のファイナンスをしていくというやり方もあろうかと思えます。そのプロジェクトに対するシェアを表明して、責任を負うことによって、そのプロジェクトからあがる便益の一点シェアを受ける権利を得て、かつまたそれに対して想定と違ったとしてもこれだけの義務を負うと、そういうこの合意がなされたものにしたがって、実行しているわけですので、こちらの方が都合がよくなったからもっとよこせ、だとか、今そこまでいらないから返させていただく。それによって支払いを減らしてくれていうことになると、そもそも最初のプロジェクトのしくみが壊れてしまうということになろうかと思っています。これは当初の合意に基づいて行われているスキームだと理解をしています。

4. 有機フッ素化合物の検出問題について

森協議員

吉備中央町の円城浄水場から国の暫定目標値を上回る有機フッ素化合物PFOAおよびPFOSが検出された問題についてうかがいます。以後は有機フッ素化合物の総称であるPFASと呼ばせていただきます。問題のPFASは自然界には存在せず、分解しにくい物質です。体内に入れば蓄積し、PFOSの場合、95%が排出されるまで40年かかるといわれています。健康被害も深刻で、コレステロール値が上がる、免疫不全、腎臓がん、胎児への影響などの面でリスクが高くなると言われています。したがって、PFASを含んだ水道水を飲んでいた住民の皆さんは健康面で大きな不安を抱えています。水道水を使っている生産事業者への影響もあります。県としても、関係する住民の皆さんの想いに寄り添った支援を切にお願いします。

さて、このようなPFASが、円城浄水場の水源であった河平ダムで国の暫定指針値の22倍にあたる1100ng/L、その上流の沢で検出された最高値が暫定指針値の1240倍、6万2千ng/L、さらに北側の敷地に置かれていた活性炭から、溶出試験で450万ng/L・暫定指針値の9万倍という高濃度で検出されました。円城浄水場については、先月22日に飲用水としての使用制限が解除されたとの報道がありました。高濃度のPFASが検出された河川や河平ダム、沢などの浄化も必要ですが、これらについては県の責任が大きいと思います。フレコンバッグが置かれていた土壌からも検出される可能性もあります。これらの浄化について、どのように検討されているのでしょうか、環境文化部長に伺います。

高濃度のPFASが検出された使用済み活性炭について、野積み状態で10年以上にわたって事実上放置されていた問題についても厳格に対応する必要があると思います。

日本無機薬品協会活性炭部会が作成した「活性炭の再生ガイドライン」がありません。ここでは、使用済み活性炭(性能低下炭)は「適切に管理された状態の下、再生用原料として用いる事で、繰り返し使用することが可能となります」とあり、再生のためには「適切に管理する」ことが前提と読み取れます。またガイドラインには、再生難易度が示されており、有機ハロゲン化合物を吸着した活性炭などは「処理が困難」とされています。有害な物質が含まれている可能性がある場合には、搬入元が受入事業者へ情報提供しなければならないはずです。使用済み活性炭の取り扱いが適正だったのかどうか、受入事業者はもちろん、搬入元事業者も含め、十分な調査が必要ですがいかがでしょうか、環境文化部長にうかがいます。

また、令和3年4月、環境省が「行政処分の指針について」という通知を出しています。その「廃棄物該当性の判断について」に、「本来廃棄物たる物を有価物(価値のあるもの)と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たない」として、適切な対処、総合的な判断を求め、その基準が示されています。先ほどのガイドラインでも、異物混入や変色、塊などとともに、使用済み活性炭を入れているフレコンバッグが劣化している場合も「廃棄物として分類される可能性がある」と指摘しています。廃棄物か否か、県はどのような基準でこの問題に対応しようと考えているのか、環境文化部長にうかがいます。

環境文化部長

お答えいたします。

有機フッ素化合物の検出問題についてのご質問であります。

まず、河川等の浄化についてであります。これまで、河平ダム上流域の水質調査等を実施し、現在、フレコンバッグのあった土地やその周辺の土壌調査を行っているところであります。

なお、PFASの浄化対策については、知見が少なく確立されていないところでありますが、引き続き、これらの調査結果や、専門家の意見も踏まえながら、町とともに原因究明を進める中で、水質や土壌の浄化等の方策についても技術的な支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、使用済み活性炭の取り扱いについてであります。県では、これまで立入調査に加え、受入事業者から聞き取りを行うなど、事実関係の把握に努めておりますが、引き続き、搬入元事業者も含め、関係者からの報告徴収等を行うとともに、活性炭の保管状況や再生利用の可否などについて、専門家の意見も伺いながら、調査を進めてまいりたいと存じます。

次に、廃棄物該当性についてであります。県では、廃棄物処理法やお話の国の指針に基づき、立入検査や報告徴収等を通じて事実認定し、廃棄物の該当性を判断しておりますが、今回の使用済み活性炭についても同様に、物の性状や取引価

値の有無、占有者の意思などについても事実関係を把握し、専門家の意見も参考にしながら、総合的に判断してまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

ご答弁ありがとうございました。河平ダムから流れた水は宇甘川を通過して旭川にも流れてきます。岡山市が独自に宇垣浄水場系の有機フッ素化合物について検査をされておりまして、金川取水井では6ng/L、さらに虎倉の給水栓では11ng/Lと、これ10月の末の時点なんですけれども、暫定目標値が50ですからそんなに多くないかなととれるんですけれども、アメリカでは4ng/Lと基準を厳しくしたんですよね。そういう世界の流れから考えると11ってというのは他の水道(浄水場)との比較と考えても他のところでは検出以下ですから、やっぱり現れると怖いという感じがするんですよね。

さらにWHO、最近PFASのうちPFOAについては4段階ある分類のうち最も高い発がん性があるということで、2段階引き上げられました。PFOSについても発がん性がある可能性があるということで位置づけられました。色々なメディアがすでに報じています。それだけに、河川やダムの浄化をするというのは大事なことだと思うのですが、ダムについては県の管理。県のダムですから。支援はどこにするのですかね。県の責任じゃないかと思うのですが。どうなんでしょうか。

環境文化部長

森協議員の再質問にお答えします。

浄化のうち、河平ダムの浄化についてのご質問であります。河平ダムを含みます河川につきましては、いわゆる発生源と言いますか、上流域からの濃度の高いものが下流域に流れてきて、河平に行きついて、そこから下流域に流れている状態です。実際河川と、河平ダムを含めた河川の浄化につきましては、まずは発生源対策が進めばある程度改善が見込まれるという事も見込みながら、そういった状況を見込みながら、見据えながら、実際にどういった対策がというのを考えていく必要があるのかなと思っています。

ただちに、今ある河平の水を浄化すると言っても、どういった方法があるのかというのは、ある程度国の方も知見と言いますか、考えをお聞きする必要があるのかなと思いますとともに、実際に今河川等にPFOS、PFOAの濃度が確認された場合のいわゆる国の指導の内容としましては、飲用への注意喚起をおこなうというところに留まっているところがございますので、今回の事例も含めまして国の知見、意見をお伺いしながら考えて参りたいという風に思っております。以上でございます。

森協議員

時間が無くて再質問できなかつたんですけれども、応急処置をどうするかということなんかも含めて、いま直ぐに考えられる色々な手立てを尽くして、住民の皆さんが少しでも安心できるような対策を講じて頂きたいということをお願いしておきたいと思います。

5. 県道高梁御津線について

森協議員

次に、吉備中央町下加茂地内の県道高梁御津線において、落石事故から5か月が経過しましたが、今も通行止めになっている問題についてうかがいます。復旧工事を急いでいただいていることには感謝申し上げますが、工事の進捗状況と復旧の目途について土木部長にうかがいます。

この間住民のみなさんは、高梁御津線が通行できないために、山道を使った長距離の迂回を余儀なくされています。たとえば、町営住宅大谷団地から下加茂の保育園まで、通常は10分ほどで行けるのに、う回路で40分はかかるといった具合です。このように、通勤や子どもの送り迎えなど、体の負担もさることながらガソリン代の負担も大きな金額になっています。関係する住民に対し、財政的な支援などできないものでしょうか。土木部長にうかがいます。

土木部長

お答えいたします。

県道高梁御津線についてのご質問であります。

まず、工事の進捗状況等についてであります。斜面には多数の岩塊や転石があり、巨大な岩塊等を法面に固定するとともに、落石を受け止める防護柵を設置する対策に、11月から着手したところであります。

大規模な対策となることから、その完了は概ね来年夏頃になる見込みであります。早期の交通開放に向けて進捗を図ってまいりたいと存じます。

次に、住民への支援についてであります。道路法において、道路管理者は交通の危険を防止するため、道路の通行を禁止し、又は制限することができるとなっております。

このたびの通行止めは、落石等からの安全を確保するため必要となったものであり、迂回によるガソリン代の負担増加に対する支援は考えておりません。

以上でございます。

6. 精神障害のある人への医療費助成について

森協議員

最後に、精神障害のある人への医療費助成についてうかがいます。

民主県民クラブ・大塚議員の代表質問では、来年度当初予算への措置について明確な答弁がありませんでした。答弁を聞いた当事者の方から「どん底に突き落とされた気分だ」との声がよせられています。この方は先日、「ガンが見つかった精神障害のある友人が、お金がないので治療に行けないと言っていた」と話しておられました。当事者の皆さんは一日も早い実施を待ち望んでいます。全会一致で陳情が採択されてもうすぐ2年になります。実施に踏み切れない原因は何でしょうか。ぜひ来年度予算から措置してほしいと私も思いますが、いかがでしょうか。知事にうかがいます。

知事

お答えいたします。

精神障害のある人への医療費助成についてのご質問であります。医療費助成も含め、精神障害のある人が身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりには、丁寧な議論が必要であり、第9次岡山県保健医療計画策定の議論等を通じ、制度導入に向けた検討を行っているところであります。

引き続き、鋭意検討を進め、開始時期等について、お示ししてまいりたいと存じます。

以上でございます。

森協議員

再質問させていただきます。

6月議会でも私質問させて頂いたのですけれども、まったく同じ答弁なんですよ。確かに、丁寧な議論というのは必要だと思いますけれども、陳情が採択されて2年。この間、医療機関や市町村と協議を重ねてきたというご答弁も以前頂きました。その後、6月議会から半年経つわけですから、9月議会に保健医療福祉計画見直しの中で検討するという答弁を聞いて、「いよいよ、やってもらえるんじゃないか」と私だけでなく、大勢の人たちがそう思ったと思うんですよ。ところが、どん底にまた突き落とされた。何を議論これからされるんでしょうかね。丁寧にするというのは大切ですが、もう少し検討の内容をおしえてください。

知事

いまどういう議論をしているか、部長のほうから答弁をさせます。

保健医療部長

再質問に対してお答えいたします。

現在の検討状況というか、課題についてということで。先ほど知事からご答弁申し上げたとおりのところでございますが、関係者からのご意見というところを聞いているなかで、身近な地域で自分らしく暮らしていける一方策として、この医療費助成を位置づけて、総合的に検討しているというところでございます。例えば第9次岡山県保健医療計画素案に、相談体制の整備、住まいの確保、専門医療の受診体制の整備等を記載しているところでございます。

森協議員

関係者の意見というのはどういうところですか。

保健医療部長

再々質問にお答えいたします。

当県庁の方でも先日来、要請も含めて頂いているところでございますし、またこの策定協(議会)というところでの保健医療計画のなかでの議論、その出席者の方々にご意見を頂いているといった状況でございます。以上でございます。